

既に許可を得て建築された一戸建ての住宅を  
増築する場合の許可の取扱いについて

標記について、次の各要件に該当するものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取扱い、これに基づき知事が許可し、建築審査会に報告する。

- 第1 平成11年5月1日時点で建築物が立ち並んでいない通路に面し、判断基準第2第3項②の規定に該当するものとして許可された一戸建ての住宅の増築であること。
- 第2 用途・規模・構造は、通路の幅員に応じて、それぞれ提案基準3、提案基準4、提案基準5及び提案基準8を満足すること。
- 第3 申請敷地が、既に許可された一戸建ての住宅と同一であり、建築物の検査済証を取得していること。

(附 則)

この一括同意基準は、平成15年4月1日から施行する。

この一括同意基準は、平成19年10月1日から施行する。

この一括同意基準は、平成30年9月25日から施行する。